

和歌山県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 知事は、将来子供を産み育てることを望む小児・AYA 世代がん患者等が、がん治療等の開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持ってがん治療等に取り組むことができるよう、妊孕性温存治療に要する費用の一部を予算の範囲内で助成するとともに、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究を促進することを目的とし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 妊孕性温存治療

生殖機能を低下させ、又は失う恐れのあるがん治療等に関して精子、卵子、若しくは卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。

(2) ガイドライン

「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会編）をいう。

(3) 医療保険適用外

健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならないことをいう。

(実施主体)

第3条 和歌山県小児・AYA 世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業（以下「助成事業」という。）の実施主体は、和歌山県とする。

(助成対象者)

第4条 助成事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 妊孕性温存治療の開始日において和歌山県内に住所を有する者

(2) 以下のいずれかの原疾患の治療を受ける者

(ア) ガイドラインの妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療

(イ) 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳が

ん（ホルモン療法）等

(ウ) 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性 EB ウイルス感染症等

(エ) アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

(3) 第6条に定める対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の者

(4) 第11条の規定により知事が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）において妊孕性温存治療を受けた者

(5) 申請を行う当該妊孕性温存治療について、治療期間を同じくして和歌山県特定不妊治療費助成事業に基づく助成その他の助成による助成金等の交付を受けていない者

(6) 指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者

ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また第2号の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。

(7) 指定医療機関から妊孕性温存療法を受けること及び国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）に基づく研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を受け、本事業に参加することについて同意した者

(助成対象経費)

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、妊孕性温存治療の実施に当たり、妊孕性温存治療の主治医とがん治療の主治医の双方の同意が得られない場合は、助成金の交付の対象としない。

3 体調不良などにより医師の判断に基づき妊孕性温存治療を中止した場合も助成の対象とする。

(助成対象治療及び助成上限額)

第6条 治療毎の1回あたりの助成上限額については、下表のとおりとする。

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円

未受精卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

2 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。

なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。

(申請)

第7条 第4条に規定する対象者であって、助成事業を利用しようとする者

(以下「申請者」という。)は、和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療実施証明書(様式第2号及び様式第3号)

(2) 和歌山県内に住所を有していることが確認できるもの(住民票を提出する場合はマイナンバーの記載がないものに限る。)

(3) 助成の対象となる妊孕性温存治療費の領収書等の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、特段の事由がない限り、助成対象の妊孕性温存治療に係る費用の支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、妊孕性温存治療後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請できない場合には、翌年度に行うことができる。

(助成決定及び支払い)

第8条 知事は、対象者から前条の規定による申請があったときは、速やかに提出のあった書類の審査を行った上、助成の可否及び金額を決定し、和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関に振り込む方法により支払うものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成金不交付決定通知書(様式第5号)により速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(個人情報等の取扱い等)

第10条 県並びに原疾患治療及び妊孕性温存治療に関わる医療機関は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するものとする。

(医療機関の指定等)

第11条 知事は、医療機関からの申請に対して、「国実施要綱5(2)」に基づき、本事業の指定医療機関として指定を行うものとする。

2 知事は、指定医療機関の指定においては、他の都道府県の医療機関を指定することができる。また、他の都道府県知事が指定した医療機関を知事が指定したものとみなす。

3 知事は、指定医療機関より指定の辞退の申し出があったとき、指定医療機関が「国実施要綱7」に定める要件を欠くに至ったとき、又は指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第1項の指定を受けようとする医療機関は指定申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

5 前項の指定申請書の内容に変更等があった場合は、速やかに変更・辞退届出書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以後に開始した妊孕性温存治療に係る助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日以後に開始した妊孕性温存治療に係る助成金から適用する。